

処遇支援・施設体制強化推進会議の開催要綱

1. 開催趣旨

国立きぬ川学院における子どもの支援をめぐる諸問題（支援の基本的な枠組み、支援内容、支援技術、子どもの意見をくみ上げる仕組み等）および安全衛生及び事故・災害など、国立きぬ川学院における適正な施設運営を阻害するおそれのあるリスクとその対応策等の検討を行うため、処遇支援・施設体制強化推進会議を開催する。

2. 検討事項

- (1) 国立きぬ川学院入所児童の支援に関すること
- (2) 国立きぬ川学院の適正な施設運営を阻害するおそれのあるリスク及びその対応策に関すること
- (3) その他

3. 構成等

- (1) 本会議の構成員は国立きぬ川学院職員とする。
- (2) 本会議の座長は処遇支援・施設体制強化推進室長とする。
- (3) オブザーバーとしてうの花分教室の参加を要請する。

4. その他

- (1) 本会議は、国立きぬ川学院長が参集を求めて開催する。
- (2) 本会議は、検討内容が入所児童の個別の支援に関わる場合もあるため、原則として非公開とする。
- (3) 本会議には、必要に応じ、有識者等の参集を依頼することができるものとする。
- (4) 本会議の庶務は、処遇支援・施設体制強化推進室及び庶務課において処理する。
- (5) この要綱に定めるもののほか、本会議の開催に必要な事項は、座長が処遇支援・施設体制強化推進管理官と協議の上、定める。

令和2年5月22日
国立きぬ川学院